

平成 30 年度事業評価委員会意見・提案

公益財団法人静岡県生活衛生営業指導センター

事 業 評 價 委 員 会

- ・開催日 平成 30 年 10 月 31 日（木）午後 1 時 30 分から 3 時 30 分
- ・場 所 静岡生衛会館（静岡市）
- ・委 員 5 名（大坪会長、大石委員、平松委員、岡田委員、花村委員）
- ・オブザーバー 静岡県健康福祉部生活衛生局 森衛生課長

平成 30 年度事業の取組み等への意見や提案（要旨）

平成 30 年度センター各事業計画、平成 29 年度事業実績等指導センター事業全般の報告ののち、今回は、下記 2 の生活衛生関係営業衛生確保等指導事業の 3 事業について、特に意見、提案等を伺った。

1 指導センター事業全般について

○消費税について

- ・税制の問題は、生衛の業者に即係るので、緊急に勉強会を取り入れてもらいたい。
- ・大きな問題であるが、合理化のチャンス。歴史の中で見ると、人件費が上がったため、合理化してきたことがある。良い面もある。合理化をやるほうがきついが、前向きに取り入れたほうが良い。
- ・政府が、キャッシュレスを進めているが、現実的には無理。
- ・どの商品が 8 %か 10 %かは、複雑すぎる。
- ・一律 10 %のほうが良いと思う。複雑なのは無理。所得の少ない人には減税処置をして、年末にお金を出すほうがいい。商売する人も買う人も楽。

○組合加入について

Q 外国人客が増加しているが、外国人が食中毒になつたら、補償問題になる。営業許可書を交付する際、どこかの組合へ加入したらどうか。

A 組合加入を法制化することは、難しい。指導は出来ないと思う。権利・権限を阻害することは出来ない。

- ・組合で啓蒙活動をして、入会を働きかける。

2 生活衛生関係営業衛生確保等指導事業について

(1) 公衆衛生活動事業について

特になし

(2) 生活衛生営業指導業務受託事業について

Q クリーニングの取次店で、資格が必要か。

A 取次店はクリーニング師の資格は必要ない。従業員は、3年に1度従事者講習を受けることとなっている。今年度も3会場で開催する。

Q 生活衛生営業指導員の制度等は。

A 静岡県からの受託事業で、委託内容は、巡回による生活衛生関係営業施設の構造設備及び衛生管理に関する相談指導となっている。対象地域は、静岡市及び浜松市を除く県内全域で、対象は、理容、美容、クリーニング、浴場及び興行場の5業種となっている。

Q 組合員以外も指導するのか。

A 現実は、組合加入店が中心となっているが、組合員外も指導することがある。

- ・委託事業で、対象は全店舗となっているが、組合員が指導員になっているので行きづらい点があるかと思うが、組合員外の場合は何かあったら保健所に知らせることになっている。
- ・消費者からすると、組合員も組合員外も同じ衛生状態でないと困る。
- ・店舗の改善指導等なので、組合に入っている店舗はお店はしっかりとしている。

Q 指導件数はどうなっているのか。

A 施設数は減少しているが、目標数は変わっていない。

- ・効率的な指導が出来ない。
- ・指導員も高齢化だが、組合員も若者に交代してほしい。
- ・後継者にならないのは、儲からないから。儲かっていれば、相続争いになる。賃金が低いから悪循環。

(3) 経営特別相談員研修事業について

- ・アンケートで参考にならなかった、何故なのか。参考にならなかった=理解していない。原因が分かれば良い。非常に良かったがないと意味がない。研修は、義務でやっているとしても、継続しても意味がない。